

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成29年11月8日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700196号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700152号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年12月16日の標準賞与額を47万円に訂正することが必要である。

平成17年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、金融機関から提出された取引履歴調査結果(流動性預金)及び複数の同僚の支給明細票により、請求者はA社から47万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料3万3,576円を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述の取引履歴調査結果(流動性預金)及び同僚の支給明細票により、平成17年12月16日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月16日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成17年12月16日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700197号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700153号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年8月5日は18万6,000円、平成15年12月18日は18万円、平成16年12月21日は18万9,000円、平成17年7月15日は21万円、平成17年12月20日は25万5,000円、平成18年12月20日は31万7,000円、平成21年7月24日は28万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年12月20日及び平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年12月20日及び平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における平成27年3月31日の標準賞与額を10万5,000円に訂正することが必要である。

平成27年3月31日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年8月  
② 平成15年12月  
③ 平成16年12月  
④ 平成17年7月  
⑤ 平成17年12月

⑥ 平成 18 年 12 月

⑦ 平成 21 年 7 月

⑧ 平成 27 年 3 月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①から⑦までについて、A社から提出された賞与明細書及び回答、金融機関から提出された普通預金異動明細表並びに同僚の訂正請求時に提出された請求期間の賞与に係る給与明細書及び賞与明細書（以下、併せて「賞与明細書等」という。）により、請求者は、同社から、請求期間①は18万6,000円、請求期間②は18万円、請求期間③は18万9,000円、請求期間④は21万円、請求期間⑤は25万5,000円、請求期間⑥は31万7,000円、請求期間⑦は28万3,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、請求期間①から⑦に係る賞与の支払年月日については、賞与明細書等により、請求期間①は平成15年8月5日、請求期間②は平成15年12月18日、請求期間③は平成16年12月21日、請求期間④は平成17年7月15日、請求期間⑤は平成17年12月20日、請求期間⑥は平成18年12月20日、請求期間⑦は平成21年7月24日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年12月20日及び平成21年7月24日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑧について、A社から提出された特別賞与明細書及び金融機関から提出された普通預金異動明細表により、請求者は、同社から10万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間⑧に係る賞与の支払年月日については、A社からの回答及び上述の普通預金異動明細表により、平成27年3月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年3月31日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に

提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 27 年 3 月 31 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700200号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700154号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年8月5日は15万円、平成15年12月18日は13万7,000円、平成16年12月21日は18万円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日、平成15年12月18日及び平成16年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日、平成15年12月18日及び平成16年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

請求者のA社における平成27年3月31日の標準賞与額を6万3,000円に訂正することが必要である。

平成27年3月31日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年8月  
② 平成15年12月  
③ 平成16年12月  
④ 平成27年3月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から③までについて、A社からの回答、請求者から提出された預金

通帳並びに同僚の訂正請求時に提出された請求期間の賞与に係る給与明細書及び賞与明細書（以下、併せて「預金通帳等」という。）により、請求者は、同社から、請求期間①は15万円、請求期間②は13万7,000円、請求期間③は18万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間①から③に係る賞与の支払年月日については、預金通帳等により、請求期間①は平成15年8月5日、請求期間②は平成15年12月18日、請求期間③は平成16年12月21日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年8月5日、平成15年12月18日及び平成16年12月21日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間④について、A社から提出された特別賞与明細書及び請求者から提出された普通預金のお取引により、請求者は、同社から6万3,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間④に係る賞与の支払年月日については、A社からの回答及び上述の普通預金のお取引により、平成27年3月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年3月31日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成27年3月31日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。